

改正後	改正前
<p>(公示)</p> <p>第五条の十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(公示)</p> <p>第十七条の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(試験の日時等の公告)</p> <p>第十八条 試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。</p> <p>(指定試験機関の名称等の変更の届出)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(公示)</p> <p>第四十三条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。</p>	<p>(公示)</p> <p>第五条の十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(公示)</p> <p>第十七条の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(試験の日時等の公告)</p> <p>第十八条 試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報で公告する。</p> <p>(指定試験機関の名称等の変更の届出)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。</p> <p>(新設)</p>

<p>法第二十条第一項の規定による指定をしたとき。</p>	<p>一 指定試験機関の名称及び住所 二 試験事務を行う事務所の名称及び所在地 三 試験事務の開始の日</p>
<p>法第二十二條第二項の規定により指定試験機関の名称の変更の届出があつたとき。</p>	<p>一 変更前及び変更後の指定試験機関の名称 二 変更する年月日</p>
<p>法第二十二條第二項の規定により指定試験機関の住所の変更の届出があつたとき。</p>	<p>一 指定試験機関の名称 二 変更前及び変更後の住所 三 変更する年月日</p>
<p>法第二十二條第二項の規定により指定試験機関の試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出があつたとき。</p>	<p>一 指定試験機関の名称 二 所在地を変更する事務所の名称 三 変更前及び変更後の事務所の所在地 四 変更する年月日</p>
<p>法第二十九條第一項の規定による許可をしたとき。</p>	<p>一 試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び住所 二 休止し、又は廃止する試験事務に関する業務の範囲 三 試験事務に関する業務の全部又は</p>

	<p>法第三十条第一項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>法第三十一条第一項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>法第三十一条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた試験事務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>	<p>第三十二条第二項の規定による届出があつたとき。</p>
<p>四 一部を休止し、又は廃止する年月日 試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間</p>	<p>一 指定試験機関の名称及び住所 二 指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた試験事務に関する業務の範囲及びその期間</p>	<p>一 試験事務の全部又は一部を行うものとする年月日 二 行うものとする試験事務の範囲及び期間</p>	<p>一 試験事務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二 行わないものとする試験事務の範囲</p>	<p>一 指定試験機関の名称 二 新設し、又は廃止する事務所の名称及び所在地</p>

	三 新設し、又は廃止する事務所において試験事務を開始し、又は廃止する年月日
第三十二条第三項の規定による届出があつたとき。	一 指定試験機関の名称 二 変更前及び変更後の事務所の名称 三 変更した年月日

(公示)
 第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつてはインターネットの利用その他の適切な方法により公示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならぬ。

(略)	(略)	一 (略) 二 変更した年月日
法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二の規定による労働安全衛生法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。		
法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二の規定による	一・二 (略) 三 変更した年月日	

(公示)
 第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならぬ。

(略)	(略)	一 (略) 二 変更する年月日
法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二の規定による		
法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二の規定による	一・二 (略) 三 変更する年月日	

る労働安全衛生法第三
四十六條第四項第三
号の事項の変更の届
出があつたとき。

(略)

(略)

(準用)

第五十一條の九 第三十二條、第三十三條、第三十六條、第三十八條、第四十二條、第四十三條及び第四十三條の二の規定は、指定登録機関に關して準用する。この場合において、第三十二條第一項及び第四十三條の二中「法第二十二條第二項」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十二條第二項」と、第三十二條第一項中「法第二十二條第二項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）」とあるのは「法第三十二條の二第二項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」と、同項第一号中「試験事務」とあるのは「法第三十二條の二第一項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）」と、同條第二項及び第三項、第四十二條、第四十三條並びに第四十三條の二中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第三十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十三條第一項」と、第三十六條中「法第二十五條第一項前段」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十五條第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十八條中「法第二十五條第一項後段」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十五條第一項後段」と、第四十二條及び第四十三條の二中「法第二十九條第一項」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十九條第一項」と、第四十三條中「法第三十一條第三項」とあるのは「法第三十二條の二第四項に

る労働安全衛生法第三
四十六條第四項第三
号の事項の変更の届
出があつたとき。

(略)

(略)

(準用)

第五十一條の九 第三十二條、第三十三條、第三十六條、第三十八條、第四十二條及び第四十三條の規定は、指定登録機関に關して準用する。この場合において、第三十二條第一項中「法第二十二條第二項」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十二條第二項」と、「法第二十二條第二項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）」とあるのは「法第三十二條の二第二項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」と、同項第一号中「試験事務」とあるのは「法第三十二條の二第一項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）」と、同條第二項及び第三項、第四十二條並びに第四十三條中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第三十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十三條第一項」と、第三十六條中「法第二十五條第一項前段」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十五條第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十八條中「法第二十五條第一項後段」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十五條第一項後段」と、第四十二條中「法第二十九條第一項」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第二十九條第一項」と、第四十三條中「法第三十一條第三項」とあるのは「法第三十二條の二第四項において準用する法第三十一條第三項」と、同條第二号中「書類」とあるのは「書類並びに法第七

において準用する法第三十一条第三項」と、同条第二号中「書類」とあるのは「書類並びに法第七条の作業環境測定士名簿」と、第四十三条の二中「法第二十条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第一項」と、「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第三十条第一項」と、「法第三十一条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第三十一条第一項」と、「第三十二条第二項」とあるのは「第五十一条の九において準用する第三十二条第二項」と、「第三十二条第三項」とあるのは「第五十一条の九において準用する第三十二条第三項」と読み替えるものとする。

条の作業環境測定士名簿」と読み替えるものとする。